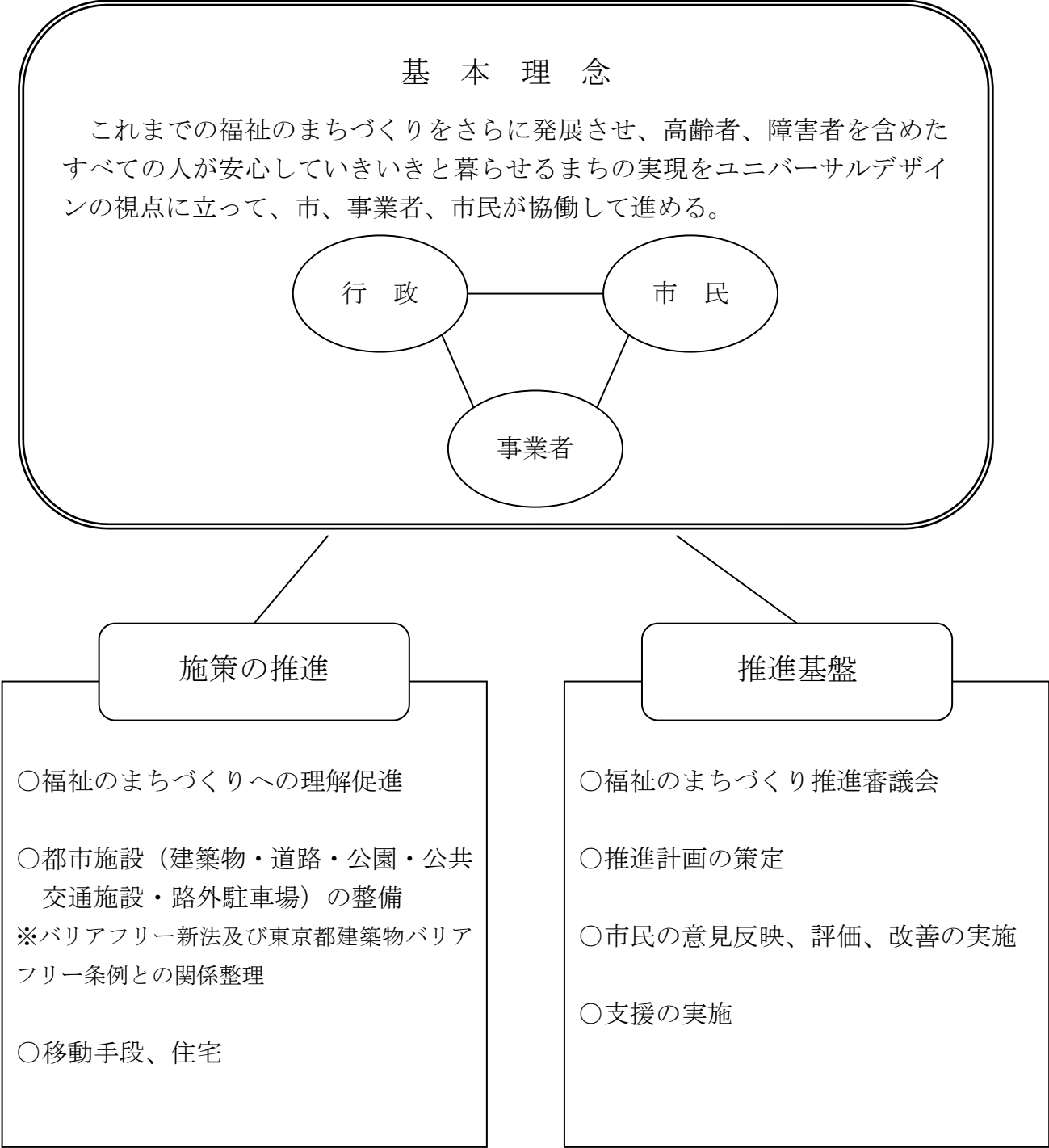


福祉のまちづくり条例改正の方向性について

- 1 条例改正方向性のイメージについて
次のような基本理念に立ち改正を進めます。



2 福祉のまちづくり条例の構成について

〈現行〉

前文
第1条 目的
第2条 定義
・福祉のまちづくり、福祉的環境の整備、事業者、都市施設等、特定施設、高齢者・障害者等
第3条 市の責務
第4条 市民の責務
第5条 事業者の責務
第6条 福祉のまちづくりの総合的な推進
第7条 計画の策定
第8条 福祉のまちづくり推進審議会
第9条 整備基準の策定
第10条 整備基準への適合努力義務
第11条 整備基準適合証の交付
第12条 届出
第13条 特定施設建築主に対する指導及び助言
第14条 工事完了届等
第15条 既存特定施設の整備状況の把握等
第16条 勧告
第17条 公表
第18条 特定施設の調査
第19条 移動手段の確保
第20条 住宅を供給する者の努力義務
第21条 普及啓発
第22条 情報の提供
第23条 支援
第24条 市の施設の先導的整備等
第25条 施策の評価及び点検
第26条 国等との連携
第27条 委任

〈改正案〉

前文
第1章 総則
第1条 目的
第2条 定義
・ユニバーサルデザイン、福祉のまちづくり、福祉的環境の整備、事業者、都市施設等、特定施設
第3条 市の責務
第4条 市民の責務
第5条 事業者の責務
第6条 福祉のまちづくりの総合的な推進
第2章 基本的施策
第7条 計画の策定
第8条 福祉のまちづくり推進審議会
第9条 普及啓発
第10条 情報の提供
第11条 支援
第12条 施策の評価及び点検
第13条 情報の共有化のための取組
第3章 都市施設の整備
第14条 整備基準の策定
第15条 整備基準への適合努力義務
第16条 整備基準適合証の交付
第17条 市の施設の先導的整備等
第4章 特定都市施設の整備
第18条 整備基準の遵守
第19条 届出
第20条 指導及び助言
第21条 工事完了届等
第22条 既存特定都市施設の状況の把握等
第23条 勧告
第24条 公表
第25条 特定都市施設の調査
第5章 移動手段及び住宅
第26条 移動手段の確保
第27条 住宅を供給する者の努力義務
第6章 雑則
第28条 国等との連携
第29条 委任

ユニバーサル
デザイン追加

(新設)情報のバリア
フリーへの対応

21~23,25条

(新設)努力義務か
ら遵守義務へ、実
行性の確保を図る

3 条例の内容について

(1) 前文

【改正のポイント】

- ・ユニバーサルデザインの考え方に立つことを明記。
- ・高齢者や障害のある人だけでなく、すべての人のための条例であることを明記。

(案)

私たちのまち府中は、快適な都市機能を実現しながらも、緑ゆたかな自然環境を保持する、住みよいまちとして発展を続けている。

私たち市民は、これまでも建築物、道路、公園などの福祉的環境の整備を図り、また地域での支え合いによって福祉を増進することにより、豊かな生活と地域社会の向上を実現してきた。

しかし、本格的な少子・高齢化社会が到来しつつある現在において、府中市がさらに住みよいまちとして発展するため、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、すべての人が個人として尊重され、自らの意思で社会に参加し、自己実現を図ることができる社会の実現に向けて、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを進めることが必要である。

私たち市民は、すべての人が住み慣れた地域にいつまでも、安心して快適に暮らし続けることのできる社会の実現を図り、府中をさらに住みよいまちへと発展させることをここに宣言し、この条例を制定する。

(2) 第1条 目的

【改正のポイント】

- ・行政、市民及び事業者の協働を重視する。
- ・すべての人のための条例であることを明記。

(案)

この条例は、市、市民及び事業者のそれぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が相互に協働して福祉のまちづくりを推進し、もって高齢者や障害者を含めたすべての人（高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的とする。

(3) 第2条 定義

【改正のポイント】

- ・「ユニバーサルデザイン」を定義する。
- ・福祉のまちづくりの定義も変更する。

(案)

- 1 ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げることをいう。
- 2 福祉のまちづくり ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者等を含めたすべての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進するための取組をいう。

(4) 第13条 情報の共有（新設）

【改正のポイント】

- ・ すべての人があらゆる場面で、必要な情報、多様な情報を多様な手段で入手でき、発信できるようなまちづくりを推進する（情報のバリアフリー）。
- ・ 表現方法がユニバーサルデザインである必要がある（文字の大きさ、音声、図・記号による案内等）。

(案)

事業者は、高齢者や障害者を含めたすべての人が、その所有し、又は管理する施設、物品若しくはサービスを円滑に利用するために必要な情報（以下「必要とされる情報」という。）を適時に、かつ、適切に入手できるようにするため、必要とされる情報を自ら把握し、適切に提供するほか、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(5) 第18条 整備基準の遵守（新設）

【改正のポイント】

- ・ バリアフリー新法及び東京都建築物バリアフリー条例との関係整理。
- ・ 努力義務から遵守義務へ変更し、実効性の確保を図る。

(案)

都市施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定都市施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「特定整備主」という。）は、整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものを遵守するための措置を講じなければならない。